

1 出資団体監査

(1) 財団法人福岡市スポーツ振興事業団

監査の結果	措置の状況
<p>ア 会計経理事務について注意を求めるもの</p> <p>公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い、適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら、各体育館等で実施されている有料スポーツ教室の傷害保険料については、各施設で参加者から受領した際に預り金として会計処理を行わなければならないが、会計処理を行っていなかった。</p> <p>今後、会計経理事務については十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(事業課)</p>	<p>【措置済(H18.3.15通知)】</p> <p>参加料の取り扱いについては、公益法人会計基準に則った会計処理を行うよう、団体に要請した。</p> <p>なお、団体においては、有料スポーツ教室の参加料は、傷害保険料相当分も含んで設定しているため、指摘の趣旨を受け、傷害保険料相当分は預り金としてではなく、事業収入として会計処理を行うよう、改められたところである。</p>
<p>イ 決算事務について注意を求めるもの</p> <p>経理規則によると、耐用年数が1年以上で取得価格が10万円以上の資産については、固定資産として計上しなければならない。しかしながら、平成15年度の決算事務において、固定資産を計算書類に計上していない事例が認められた。固定資産の保有状況を調査するとともに、決算事務における固定資産の計上については、経理規則に則り適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p>【措置済(H18.3.15通知)】</p> <p>固定資産の取扱いについては、会計規則に則り適正な事務処理を行うよう団体に対し要請し、団体においては各所属に改めて資産購入時の適切な会計処理について、指導が行われた。</p> <p>なお、調査の結果指摘があった資産を含め、購入価格が10万円以上の物品についてはすべて、市と団体との確認事項により、市が保有し団体に貸与すべき取り扱いのものであったため、団体においては市への寄付とするとともに、市は団体に貸与する手続きを行った。</p>

<p>ウ 物品購入計画に係る業者選定について注意を求めるもの</p> <p>経理規則によると、契約事務については、福岡市契約事務規則等を準用するものと定められており、業者の選定においては、業者選定伺いにより決裁を受けなければならない。しかしながら、物品購入等契約事務において、業者選定伺及び同決裁がないまま業者から見積書を徴していた。</p> <p>今後、物品購入契約に係る業者選定に当たっては、関係規則等に基づき適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(各所属共通)</p>	<p>【措置済(H18.3.15通知)】</p> <p>物品購入等契約については、経理規則に従った事務処理を徹底するよう、団体に対し指導を行った。</p> <p>なお、指摘後、物品購入等契約に係る業者選定に当たっては、業者選定伺の決裁を取り、業者から見積書を徴するよう是正措置が行われた。</p>
<p>エ 委託契約事務について注意を求めるもの</p> <p>事業活動により生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。しかしながら、「福岡市立早良体育館管理運営業務の一部委託」において、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が含まれているにもかかわらず、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(ア) 産業廃棄物の処分等については、収集運搬及び処分の許可業者とそれぞれ直接、書面で委託契約を締結しな</p>	<p>【措置済(H18.3.15通知)】</p> <p>産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務にあたっては、関係法令等に則り適正に処理が行われるよう、団体に対して指導を行った。</p> <p>なお、指摘の産業廃棄物の処分等に係る委託業務については、平成17年度から污水槽等の清掃業務を分離し、産業廃棄物の収集運搬及び処分の許可業者と直接契約を行うとともに、関係法令に従い、廃棄物が適正に処理されたことの確認についても明確に規定された。</p>

<p>ければならないが、当該許可業者との契約となっていなかった。また、契約書に産業廃棄処分に係る必要事項が明記されていなかった。</p> <p>(イ) 産業廃棄物が適正に処理されたことの確認がなされていなかった。</p> <p>(ウ) 当該委託業務の設計に、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が積算されていなかった。</p> <p>(早良体育館)</p>	
<p>オ 委託の契約方法について検討を求めもの</p> <p>委託契約事務については、経済的かつ効率的な方法により行われる必要がある。しかしながら、福岡市からの受託業務である BGM 及び案内放送用テープ制作業務については、内容がほぼ同一であるにもかかわらず、毎年各体育館において個々に制作委託が行われていた。関係局とも協議を行い、経済性、効率性を踏まえた契約方法について検討されたい。</p> <p>(体育館共通)</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>団体に対し、委託契約事務については、経済的かつ効率的な方法により行われるよう要請を行った。</p> <p>なお、指摘の BGM 及び案内放送用テープ制作業務については、平成 17 年度より体育館運営課において一括して 7 施設分の契約を行うよう是正された。</p>

(2) 財団法人福岡市体育協会

監査の結果	措置の状況
<p>ア 予算管理について注意を求めもの</p> <p>公益法人の収入及び支出は予算に基づいて適正に行わなければならない。また、理事会は、法人としての意思を決定する重要な場であり、収支予算の変更を行う場合の手続きについては、寄附行為に理事会の議決事項と</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>体育協会における流用等の手続きについては、体育協会に対し、経理規定に則った事務処理を行うように指導した。</p> <p>なお、平成 16 年度の補正予算については、経理規定第 30 条に基づいて、理事会の承認を得ている。</p>

<p>して規定されている。しかしながら、予算管理においては、流用等の手続きを行わずに予算額を超えた支出を行い、年度末に補正により予算調整を行っていた。さらに予算補正後においても補正予算を超えた支出を行っていた。</p> <p>今後、予算管理については十分注意されたい。</p>	<p>平成 17 年度については適切な流用手続きを行うこととした。</p>
<p>イ 会計経理事務について注意を求めるもの</p> <p>公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら、スポーツリーダーバンク事業の登録料について、日々の会計処理が適正に行われていなかった。このため、決算時における計算書類の現金預金と通帳残高が一致しておらず、決算が正しく行われていなかった。</p> <p>今後、会計経理事務については十分注意されたい。</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>体育協会におけるスポーツリーダーバンク事業の登録料については、体育協会に対し、公益法人会計基準に則った事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、平成 17 年度よりリーダーバンク事業の登録受付を 4 月以降に開始し、登録料についても前年度に受け入れないよう改善された。</p>
<p>ウ 補助金交付事務について注意を求めるもの</p> <p>財団法人福岡市体育協会補助金等の交付については、財団法人福岡市体育協会補助金等交付要綱及び補助金等申請事務の手引きに基づき行うよう規定されている。しかしながら、前回平成 11 年度の監査において、補助金交付申請書が事業実施後に提出されているものや、実績報告書が同協会の定める期限を越えて提出されていたことについて指摘を受けていたが、今回の監査においても、平成 15 年度県民体育大会予選会等実施事業補助金について同様の不適切な</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>体育協会における補助金の申請・報告時期については、体育協会に対し体育協会補助金交付要綱に則って事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、補助金の申請・報告時期については、毎年 7 月と 1 月に体育協会が加盟団体事務担当者説明会を実施し、補助金等申請事務について説明しており、平成 17 年度も 7 月に実施し、本協会補助金等交付要綱を遵守するよう指導の徹底を図った。</p> <p>それとともに、適切な事務処理を行うよう事務局職員に対する研修を行い、本協会補助金等交付要綱の周知徹底を図った。</p>

<p>事務処理を行っていた。</p> <p>今後、補助金等交付事務については、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p>	
<p>エ 契約事務について注意を求めるもの</p> <p>検査は契約の内容に適合した適正な履行を確保するための重要な手段である。しかしながら、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするために必要な検査が行われたかどうか確認できる書類がないまま、支出事務を行っていた。</p> <p>今後、契約事務については適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>体育協会における検査の完了確認については、体育協会に対し契約事務を適正に行うよう指導した。</p> <p>なお、契約事務については、事務局職員の研修を行い、支出事務を行う際に検査の完了が確認できる書類を添付するよう事務処理の改善を行った。</p>
<p>オ 固定資産について適正な事務処理を求めるもの。</p> <p>公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い適正な会計処理及び管理がなされなければならない。しかしながら、固定資産について次のような事例が見受けられた。適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(ア) 固定資産の購入を固定資産取得支出予算の計上を行わず需用費等の別科目で購入していた。</p>	<p>【措置済（H20.6. 通知）】</p> <p>固定資産関連の経理処理については、平成17年度より固定資産取得支出科目を新設し、公益法人会計基準に基づいた適正処理を行っている。</p>
<p>(イ) 固定資産に該当する資産を貸借対照表、正味財産増減計画書、財産目録等の計算書類に計上していなかった。</p>	<p>【措置済（H20.6. 通知）】</p> <p>貸借対照表、正味財産増減計画書、財産目録等の計算書類への計上漏れについても、20年度計上し、公益法人会計基準に基づいた適正処理を行う。</p>

<p>(ウ) 固定資産について、経理規程において定めておらず、固定資産を保有しているにもかかわらず固定資産台帳を備えていなかった。</p>	<p>【措置済(H19.6.27 通知)】 固定資産台帳については監査後すぐに整備した。</p>
---	--

(3) 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団

監査の結果	措置の状況
<p>ア 決算事務について注意を求めるもの</p> <p>決算事務において、建物等を改良した場合等で資本的支出に該当する資産を取得した場合は、固定資産として計算書類に計上しなければならない。しかしながら、平成15年度決算において資本的支出に該当する資産を計算書類に計上していなかった。</p> <p>決算事務における固定資産の計上については、経理規則に則り適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(保健福祉局所管)</p>	<p>【措置済(H19.6.27 通知)】</p> <p>福岡市社会福祉事業団における資産計上に関する決算事務について、そのあり方について検討するよう文書により要請した。</p> <p>なお、市関係各課と検討した結果、平成19年度以降の委託契約書において、事業団側で市所有の建物・設備等の改修を行った場合、改修によって発生する資産の付加価値も含めて市の資産とする旨明記することとした。</p>
<p>イ 委託契約事務について注意を求めるもの</p> <p>委託契約の設計書は当該業務に必要な経費を算定するための資料となるものであるとともに、契約予定額が適正であるかどうかを判断する基礎となる設計金額を算定するものであり、適正な数量、単価により作成する必要がある。しかしながら、「平成16年度清掃等業務委託」については、同一の作業内容にもかかわらず、施設により異なった単価により設計が行われていた。</p> <p>今後、委託契約事務については十分注意されたい。</p> <p>(総務課)</p>	<p>【措置済(H18.3.15 通知)】</p> <p>福岡市社会福祉事業団における施設清掃業務の単価について、施設毎に異なった単価設計ではなく統一した単価設計を検討するよう文書により要請した。</p> <p>なお、福岡市社会福祉事業団においては、指摘を受けて単価設計の見直しを図り、18年度契約分から統一した単価設計を行い契約することとした。</p>

(4) 社団法人福岡市雇用促進協会

監査の結果	措置の状況
<p data-bbox="209 221 794 304">公益法人の資産の総額につき変更登記を行うよう求めるもの</p> <p data-bbox="209 383 802 786">公益法人は登記すべき事項に変更が生じたとき所定の期間内に変更登記を行わなければならない。登記すべき事項のうち資産の総額は、すべての資産金額からすべての負債金額を控除した差額、すなわち純資産額を登記すべきである。しかしながら、純資産額と異なった金額が登記されており、変更登記が行われていなかった。</p> <p data-bbox="209 808 802 891">今後、登記事項の変更については、関係法令等に則り遅滞なく行われたい。</p>	<p data-bbox="863 221 1225 253">【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p data-bbox="826 275 1422 358">今後、登記事項の変更については、関係法令に則り遅滞なく行うよう要請した。</p> <p data-bbox="826 383 1433 577">なお、指摘事項の資産総額の登記変更については、平成 17 年 6 月 10 日に、平成 17 年度の当協会の役員の変更登記とあわせて実施された。</p>

(5) 財団法人福岡船員厚生会館

監査の結果	措置の状況
<p data-bbox="236 1191 762 1223">予算執行事務について注意を求めるもの。</p> <p data-bbox="209 1296 802 1603">予算を執行するに当たっては、理事会によって議決された予算に従って行わなければならない。また、緊急止むをえない事情が生じた場合においても、理事長の専決処分を得た後に、次回の理事会に報告し、承認を求める必要がある。</p> <p data-bbox="209 1626 802 1910">しかしながら、平成 15 年度中に、消防用設備増設工事を実施するため、緊急止むをえない事情として会館施設修繕積立預金を取り崩して支出していたが、理事長の専決事項であるにもかかわらず常務理事決裁で処理されていた。また、理事会への報告もなされていなかった。</p> <p data-bbox="209 1933 802 2016">今後は、「福岡船員厚生会館運営管理規則」に則り適正な事務処理をされたい。</p>	<p data-bbox="863 1191 1225 1223">【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p data-bbox="826 1245 1433 1379">指摘事項について「福岡船員厚生会館運営管理規則」に則り適正な事務処理を行うよう指示した。</p> <p data-bbox="826 1402 1433 1760">この指示に基づき、（財）福岡船員厚生会館においては、指摘事項についてただちに理事長が決裁を行い、また、平成 17 年度第 2 回理事会において、平成 15 年度において消防用設備増設工事を実施するため、緊急止むをえず会館施設修繕積立預金を取り崩す理事長の専決処分を行ったことを報告し、承認を得た。</p>

(6) 福岡市住宅供給公社

監査の結果	措置の状況
<p>(事務監査)</p> <p>物品購入契約に係る業者選定について注意を求めるもの</p> <p>会計規程によると、物品の購入等に関する契約については、福岡市契約事務規則の例によると定められており、業者の選定においては業者選定伺により決裁を受けなければならない。しかしながら、物品購入等契約事務において、業者選定伺及び同決裁がないまま業者から見積書を徴していた。</p> <p>今後、物品購入契約に係る業者選定に当たっては、関係規程等に基づき適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>福岡市住宅供給公社における物品購入契約に係る業者選定については、会計規則に則り、業者選定伺及び同決裁に基づき業者から見積書を徴収することを要請した。</p> <p>これを受けて、同公社においては、物品購入契約に係る業者選定について、会計規程に則り、業者選定伺及び同決裁に基づき業者から見積書を徴するよう、所属職員に対し口頭による周知が行われた。</p>
<p>(工事監査)</p> <p>設計積算について注意を求めるもの</p> <p>平成 16 年度「市営住宅量水器改修工事(上水)その 5」 (契約金額 1,144 万 5,000 円)</p> <p>本工事は、計量法に基づき有効期間が満了した量水器を取り替えるものである。</p> <p>撤去された量水器はスクラップ処理されていたが、資源の有効活用とコスト縮減を勧奨し、量水器のリサイクルを検討されたい。</p> <p>(保全課)</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>福岡市住宅供給公社における、撤去された量水器のスクラップ処理について、資源の有効活用とコスト縮減を勧奨し、量水器のリサイクルについて同公社に対し検討を要請した。</p> <p>これを受けて、同公社においては、量水器のリサイクルとして、有効期間満了に伴い取り替えた分を水道局のリサイクルルートに乗せる方法について、福岡市建築局及び水道局と協議した結果、平成 17・18 年度発注分はリサイクルができる環境が整うまで倉庫に保管し、水道局の受け入れ態勢が整う平成 19 年度からリサイクルを実施することで合意が行われた。</p>

(7) 監査委員意見

意見	措置の状況
<p>1 財団法人福岡市体育協会における監査結果について要望するもの</p> <p>公益法人の財務及び会計については、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行わなければならない。しかしながら、当該団体については、予算、決算及び財産管理等の重要事項について不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>財団法人福岡市体育協会においては、公益法人会計基準を準拠した適正な財務及び会計処理を行うよう十分注意されたい。また、所管局が、出資団体に対し適切な指導監督を行うよう要望するものである。</p> <p style="text-align: right;">(市民局所管)</p>	<p>【措置済（H20.6. 通知）】</p> <p>平成 16 年度以降の決算については、公益法人会計基準に基づいた処理を行い、当該年度の理事会で補正予算の承認を得た後、翌年度の理事会で決算の承認を得るようにしている。</p> <p>また、会計システムにおいても、新会計基準に対応した変更を行っている。</p> <p>なお、公益法人会計基準に関する研修会に事務局職員を積極的に参加させ、適正な経理処理ができるよう資質の向上も努めている。</p>
<p>2 市民総合スポーツ大会実行委員会に係る予算の適正な執行を求めるもの</p> <p>市民総合スポーツ大会実行委員会については、財団法人福岡市体育協会が事務局となり、福岡市からの負担金等で運営されている。大会事業は、負担金の交付目的に応じ、事業計画書、予算書等に基づき適正に執行しなければならない。しかしながら、予算の執行において、印刷消耗品費等で固定資産の購入を行っている事例が見受けられた。</p> <p>財団法人福岡市体育協会においては、実行委員会に係る予算について適正に執行されたい。また、主管課が、実行委員会に係る予算執行に関し適切な指導監督を行うとともに、当該物品の帰属を明確にし、適正な管理を行うよう求めるものである。</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>体育協会に、固定資産台帳の整備、適正管理を行うよう指導した。</p> <p>なお、実行委員会予算で購入した固定資産については、実行委員会としての台帳を整備し、適切に管理を行うよう改善した。今後は、適正な予算執行及び財産管理に努めていく。</p>